## 石川県知事選挙のお知らせ

最近住所をかえられた方(平成2年3月15日までに生まれた方)は、

平成22年3月14日に行われる石川県知事選挙の投票は、次のような取扱いとなります。

区	3	<u>י</u>	3月14日の石川県知事選挙の投票
平成21年11月24日以前に転入届をされた方			平成22年3月14日まで引き続き転入先の市町に在住していれば、 その市町の投票所で投票できます。 3月14日に投票所へ行って投票できない方は、期日前投票 又は不在者投票が、
平成21年11月25日から平成21年12月1日の間に 転入届をされた方(注)			の方-平成22年2月26日からできます。
			の方-平成22年3月2日からできます。
平成21年12月2日以降に 転入届をされた方	石川県内の他の 市町から転入さ れた方	転入前の市町の 選挙人名簿に登録 されている方	<u>最寄りの市町長の交付する証明書</u> を提示して、 <u>転入前の市町の</u> 投票所で投票できます。
			3月14日に投票所へ行って投票できない方は、
			・ 転入前の市町の期日前投票所で、平成22年2月26日から 期日前投票ができます。
			・ 転入前の市町以外では、平成22年2月26日から 不在者投票ができます。
		転入前の市町の選 挙人名簿に登録さ れていない方	今回の石川県知事選挙は投票できません。
	石川県外から転入された方		

(注)…平成2年3月3日から同年3月15日までに生まれた方は投票できません。